

備考	<p><b>注意事項</b></p> <p>1 取引の関係者から請求があつたときは、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。      2 登録が消除されたときは、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。      3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。      4 本証は他人に譲り受けられない。      5 本証を更新する場合は、交付申請前6ヶ月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。</p>
----	---